



お得意先様 各位

平成25年9月4日
株式会社ダイアディックシステムズ
取締役 技術開発部長
鶴海 正隆

弊社商品の輸出貿易管理令に対する該非判定ご依頼に関するお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素より格別のご高配を賜り篤く御礼申し上げます。

さて弊社商品の輸出貿易管理令に対する該非判定をご依頼いただく場合に、安全保障輸出管理の観点から、大量破壊兵器の不拡散や通常兵器の備蓄に関与しないことを明言するための宣言文への同意をお願いしておりますので、何卒宜しくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご承知のとおり輸出管理に関する規制と致しましては、輸出貿易管理令別表第1、外国為替令別表のそれぞれ1の項～15の項を対象とする所謂リスト規制と、輸出貿易管理令別表第1、外国為替令別表のそれぞれ16の項に規定されている補完的輸出規制対象品（事実上殆どの品目）が対象となる所謂キャッチオール規制があります。このうちのキャッチオール規制に関しましては、仕向地がホワイト国以外の国（非ホワイト国）の場合、輸出者様ご自身で需要者と用途に応じて判定を行って頂きます様お願い申し上げます。

また、弊社発行の非該当証明書およびパラメータシートは弊社商品単体についての判定となります。弊社商品を組み込み、システムや装置として輸出される場合には、輸出者様にてそのシステムや装置についての最終判定を行って頂く必要があります。

以上、お手数をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

株式会社ダイアディックシステムズ 宛

該非判定依頼書

当社は、貴社製品の輸出を下記条件に基づき行うため、輸出貿易管理令に照らした該非判定書の発行をお願いします。なお、貴社製品の輸出に際しては、国内外の政府関係法令を厳守し、当社の責任において関係政府に対する輸出許可取得申請書等必要な手続きを履行します。
また、当社は次に示した1) 及び2) の行為・事実がないことをここに約束いたします。

- 1) 当該製品を
- ① 核兵器、化学兵器、生物兵器及びこれらを運搬するミサイル（以下核兵器等という）の開発、製造、使用または貯蔵（以下、開発等という）に用いること
 - ② 軍事関係に使用すること
- 2) 最終需要者が
- ① 核兵器等の開発等を行い、または行っていたこと
 - ② 原子力に関する研究、原子炉の運転、重水の製造、加工、再処理の関連行為を行い、または行っていたこと
 - ③ 軍等が行う科学、微生物、毒素、遺伝子、ロケット、無人航空機、宇宙に関する研究の関連行為を行い、または行っていたこと

製品名	型式	部数	部数2部以上必要時の理由

申請者（輸出者）

会社名：	
部署名：	氏名：
郵便番号：	
住所：	
TEL：	FAX：

輸出国名	
------	--

納期： 申請受付から1週間程度でお届けします（余裕をもって申請をお願いします）
